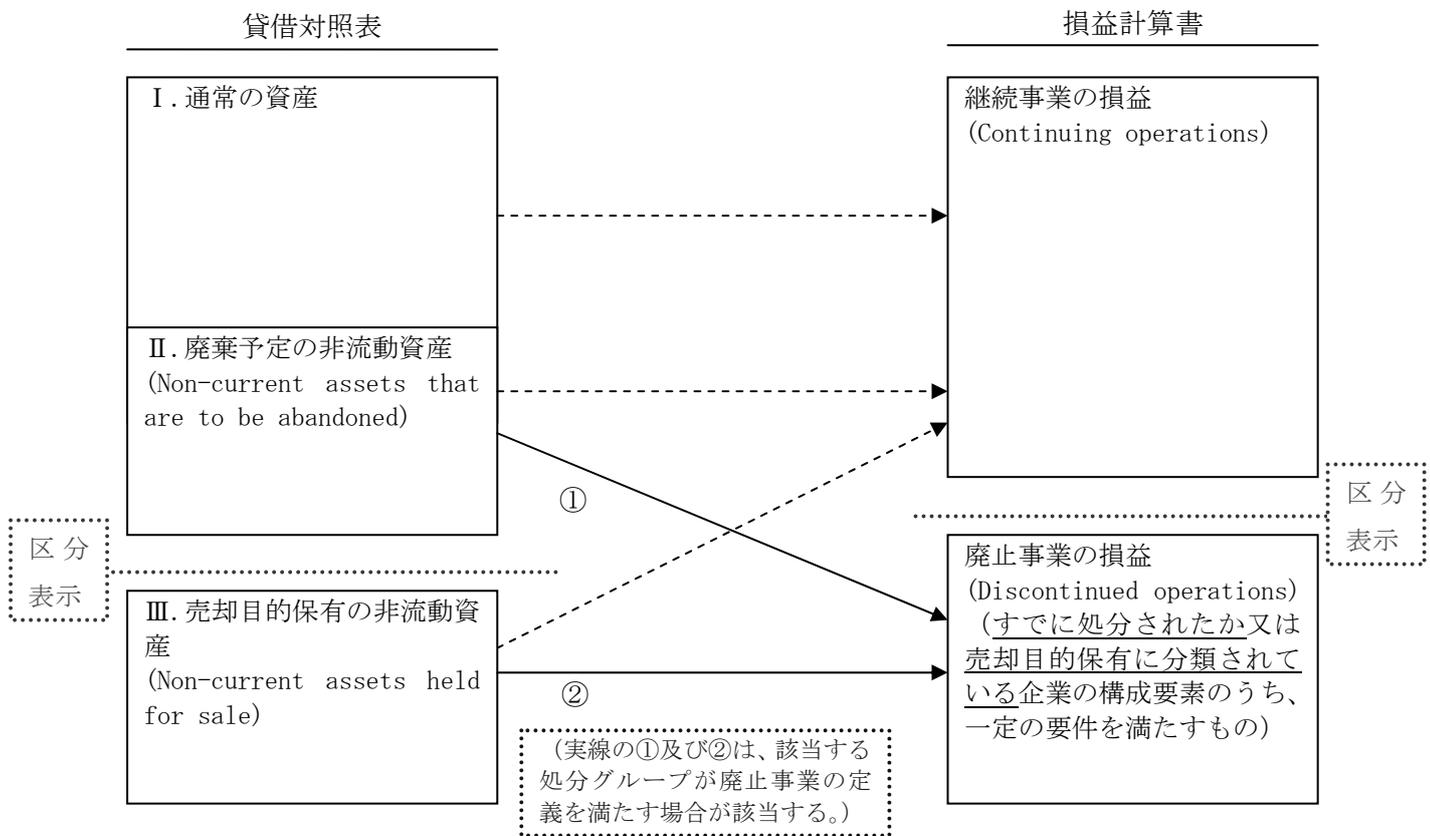


現行 IFRS 第 5 号の「売却目的保有の非流動資産」と「廃止事業」の関係



I. 通常の資産は、BS 上、売却目的保有の非流動資産に含めず、当該資産による収益・費用は PL 上、継続事業の損益として計上される。

II. 廃棄予定の非流動資産は、B/S 上、売却目的保有の非流動資産に含めず、I の通常の資産と合わせて表示する (IFRS 第 5 号第 13 項)。ただし、当該資産の使用を中止した日において、該当する処分グループが廃止事業の定義を満たすのであれば、当該資産による収益・費用は、P/L 上、廃止事業の損益として計上される (①の矢印・IFRS 第 5 号第 13 項・第 32 項)。それ以外の廃止事業の定義を満たさない II の資産による収益・費用は継続事業の損益として計上される

III. 売却目的保有の資産は、B/S 上、通常の資産と区分して表示する (IFRS 第 5 号第 38 項)。売却目的保有に分類した時に、該当する処分グループが廃止事業の定義を満たすのであれば、当該資産による収益・費用は、P/L 上、廃止事業の損益として計上される (②の矢印・IFRS 第 5 号第 32 項)。それ以外の廃止事業の定義を満たさない III の資産による収益・費用は継続事業の損益として計上される (IFRS 第 5 号第 37 項)。